

SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N542
2016・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

大阪の子どもと保護者は大変！一橋下・維新の「教育改革」は今……………	大前 治
今、なぜ憲法ミュージカルか……………	中森俊久
山場を迎える原発賠償訴訟……………	中島宏治
内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟 高裁でも開示命令……………	谷 真介
「あすわか兵庫」の活動について……………	大多和優子
法廷内の被告人の手錠腰縄は許されるか？……………	西川満喜
フジ住宅株式会社「ヘイトハラスメント裁判」へのご支援よろしくお願ひします……………	金 星姫
京都支部の活動……………	吉田誠司
建設アスベスト訴訟でメーカー責任に風穴—京都訴訟判決の報告……………	福山和人
被爆者に目を背ける長崎の裁判官たち（上）……………	龍田紘一朗
勝利報告 住民訴訟のたたかいが町長・議会の刷新へ	
—熊本御船町竹バイオマス住民訴訟……………	板井俊介
カフェ・ベローチェ事件 東京地裁判決の検討……………	笹山尚人
検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第15回）	
法律家5団体と市民の共同の力で、盗聴法・刑訴法改悪法案を廃案に……………	米倉洋子



鹿児島 川内原発

大阪支部特集

大阪の子どもと保護者は大変！

—橋下・維新の「教育改革」は今

大阪 大前 治

二〇二二年に大阪府・大阪府で制定された「教育行政基本条例」は、教育委員会の弱体化と首長の権限強化（教育への政治介入の容易化）を鮮明に定めている。校長は公募が原則とされ（教員免許は不要）、教員の懲戒処分は厳罰化された。めざす教育理念は「自己の判断と責任」で生き抜く人材づくり（市条例・前文）だという。こうした体制のもとで、大阪の教育はどう変化しているのか。保護者ともどもが直面している現状を紹介する。

◆どの小学校がいいの？

—学校選択制の導入

二〇二四年度から大阪市内の小中学校で学校選択制が順次導入された。「学校を選べる」というと

聞こえはよいが、そう単純ではない。橋下徹市長（当時）は「学校同士の競争が必要。生徒が集まらない学校は廃止する」と表明（毎日新聞二〇二二年二月六日付）。さらに、大阪市議として制度を推進した坂井良和氏は次のようにいう。

「学校選択制を導入し、学力テストの結果も公表する。そうすれば親と子が情報を元に学校を選べる。自分が選ぶのだから結果責任も自分でとる。文句ばかり言っていられなくなる」「私は格差を生んでよいと思っている。……まずは格差を受け入れてでも、秀でた者を育てる必要がある」（朝日新聞二〇二二年一月九日付）。

つまり教育機会とその結果における格差を容認し、自己責任論を導入する。どの地域・学校でも

等しく教育を受ける権利（憲法二六条一項）を保障するという見地はない。

すでに全国で学校選択制の弊害が指摘されている。小規模校では生徒が年々減少し、人気校が巨大化する。地域と学校の結びつきは弱まり、通学の安全や災害時の避難にも支障が出る。こうした理由で、東京では杉並区・板橋区・新宿区・多摩市などで学校選択制が縮小・廃止された。

大阪では、幼稚園・保育園の卒園児の親が「どの学校がいいの？」と情報交換をするようになってきた。情報に乗り遅れないよう親も必死である。

◆急速な学校統廃合

—マンモス校への長距離通学

大阪府は小中学校の統廃合を進めている。二〇一〇年に市教委が定めた基準では、市立小学校の三割が統廃合の対象となる。各行政区の公募区長が学校統廃合の推進役とされた。

二〇二五年四月には、大森不二雄教育委員長が「統廃合を推進する区や学校へは優先的に予算配分する」という運用を提案。これを受けて大阪府生野区では、小学校十二校と中学校五校を小中一貫校四校に集約する案が浮上した。マンモス校へ

の長距離通学を強いられるのではないかと、市民の財産である学校跡地が売り払われるのか、子どもも教師も一気に新設校に移るのか。さまざま不安と疑問が広がっている。

◆中学校給食の荒廃

――空腹でも残してしまう

長年の保護者の声に押されて、大阪市は二〇一二年から市立中学校に学校給食を順次導入した。その実態は酷いものであった。橋下市長は徹底したコスト削減を指示し、各校で調理するのではなく、民間業者が冷たい弁当を配達することにした。その結果、「冷たい」「まずい」という理由で約三分割が食べ残されている。これは全国平均の四倍の数値である(毎日新聞・二〇一六年一月三日付)。

昆虫(死骸・糞)や金具などの異物混入も年間約四〇件が報告されている。民間任せの給食には市議会でも批判が出たが、橋下市長は「農家の人には失礼だ」「アフリカや北朝鮮よりマシ」と話をすり替えた(二〇一五年二月三日・市議会本会議)。

◆問題児の隔離と厳罰主義

――プロレス技は「警察へ」

大阪府教委は二〇一五年二月十七日、児童生徒の問題行動を五段階に分けた対応指針(学校安心ルール)を決定。レベル1「机に落書きする」||別

室で個別指導。レベル2「教師をバカにする発言」||複数教師による別室指導。レベル3「プロレス技をかける」||警察へ相談。レベル4「殴る、蹴るなどの強い暴力」||出席停止、警察に通報。レベル5「極めて重い暴力」||警察など外部機関の判断に委ねる。……といった具合である。単に対応や考え方を例示する例は各地にあるが、具体的ルールを統一して徹底する試みは異例という(朝日新聞・二〇一二年二月二十六日付)。

しかし、子どもの行動を外形的に当てはめ判断するよりも、その背景や動機を理解して相応しい対応をとることこそ重要なはずだ。しかも、子どもの行動は五段階に類別できるほど単純ではない。プロレス技だけで警察への相談が必要というのは、元プロレスラーの馳浩文科大臣もビックリだろう(プロレス技も、陰湿で過酷なイジメの場合と、互いにじゃれあっている場合とで対応が異なるはずだ)。

少しでも問題があれば隔離したり警察に突き出すという厳罰主義。これでは、教室から排除される子どもだけではなく、残された子どもの心にもぽっかり穴が空いてしまうのではないだろうか。

◆一〇月の統一テストを内申評価に

――これが「公平な競争」?

二〇一五年四月、大阪府教委は全国学力調査の

結果を高校入試の内申評価に使うと決定。しかし文科省が「学力把握のための調査を受験に利用するのは趣旨逸脱だ」と反対したのを受けて一年だけで撤回した。

その後の運用も揺れている。府教委は毎年一〇月に中三生向け統一テストを実施し、各教科の上位三九%の者には「五段階評価の三以上」を無条件に保証する独自制度を決定。各校の授業進度や学習態度などと無関係に、一〇月のテストでの一発勝負を迫られるようになり、夏や秋の学校行事にも支障が生じているという。競争と序列化の徹底は、学校生活サイクルにも激変を生じさせている。

◆高校学区制の撤廃と入試の変化

――行き場を失う生徒も

二〇一四年春の入試から大阪府立高校の学区制が撤廃され、全府が一学区となった。すでに全都道府県の半数以上で学区制は撤廃されているが、大阪では「学校間の競争」が強調され、「三年連続で定員割れの学校は廃校」という計画と一体である点が特異である(全国的には、定員割れが続いても通学の便や地域振興との関係で存続させている例はいくらでもある)。

交通の便が悪い学校、山間部の学校などは人が集まらなくなり廃校へ向かってしまう。本来は、そういった地域にこそ学ぶ場を保障すべきである。

逆に都市部の高校は倍率が上昇し、学区の広域化と相まって「遠距離通学を余儀なくされる」「バイトして家計を支えるのが無理になる」などの理由で行き場を失う例が報告されている。私学授業料が無償化されたとはいえ、各種負担金や教材費は高いので公立校にしか通えないという生徒は少なくない。ところが、定員割れ→廃校により公立校の入学定員は減少していく。ますます経済的理

由で進学をあきらめる生徒が増えそうである。

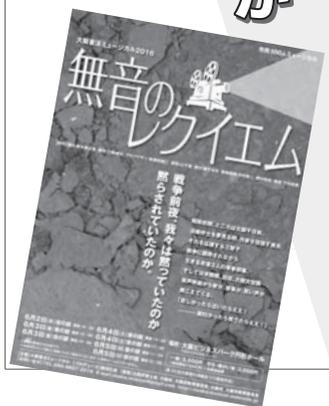
* * *

以上のように、橋下・維新の教育改革路線により、大阪での子育ては大変になっていく。

このほか、塾代補助(教育パウチャー制度)、パワハラ発言をして辞任した中原徹大阪府教育長、相次ぐ公募校長の不祥事など、大阪の教育をめぐる保護者と子どもを不安にさせるニュースは絶

今、なぜ憲法ミュージカルか

大阪 中森 俊久



1 現在、私は、「大阪憲法ミュージカル二〇一六」の事務局をしています。憲法ミュージカルとは、弁護士が企画し、市民の方々を二〇名近く集め、プロの演出家・音楽家らの指導のもと三カ月半の稽古を重ね、六月二日〜五日の本番七公演(大阪ビジネスパーク円形ホール)を目前指すというもので、今回で四回目の企画となります。今までは、慰安婦の問題(二〇〇八年)、諫早

湾の環境破壊問題(二〇〇九年)、アフガニスタンで反戦の姿勢を貫く中村哲医師を描いて、のべ二万人近くの人に観劇していただきました。四作目となるミュージカルは、「無音のクイェム」。戦前の大阪で、無声映画の製作に夢をかけた若者が戦争の荒波にのまれる姿を描き、平和の尊さを訴える内容です。「無音」は、無声映画の「無音」とものが言えない時代の「無音」を掛けた言葉、「レ

え間なく続いている。

「公教育の解体縮小」と「教育への政治介入」を基調とする新自由主義的教育改革。これを根本から転換することが必要となっている。そのためには、活動家目線とか教職員目線ばかりではなく、保護者目線で考え運動することも大切だと思う。

クイェム」は、大阪大空襲をはじめ戦争で亡くなった人々への鎮魂歌という意味です。

2 今年は憲法公布七〇周年です。昨年には、政府による集団的自衛権の行使容認や、安全保障関連法の成立など、国の根幹に関する重要なルールが変更されました。また、安倍首相は、本年一月二日の衆院予算委員会にて「当然、来るべき選挙でも政権構想の中で、憲法改正を示す」と述べて、緊急事態条項の創設など、憲法改正に積極的な姿勢を崩していません。国の根幹に関わる重要なルールが、国民の十分な議論がない状況のもと、何となくの雰囲気のもと変わっていく状況に、一市民として危機感を覚えます。

3 もっとも、憲法ミュージカルは、「憲法九条改正反対」などを正面から掲げるもので

はなく、参加者の中にも様々な考えの方がおられます。私自身は、学生時代にテレビで誰かがコメントしていた「改正賛成の人と反対の人がテレビであれこれ議論しているぐらいが丁度良い。」と仰り変わってしまったのは『抑え』が効かなくなる。」と仰っていた意見に共感を覚えます。あるべき国のルールにどのような意見を持つかは、当然ながら自由なのですが、「今自由であること」「今平和であ

ること」「今意見が述べられること」がいかに貴重で尊いかを、ミュージカルを通じて多くの方々と共有し、我々市民がそれぞれの立場で憲法について考える契機になればと思います。宣伝になって恐縮ですが、是非、チケットをお買い求めいただき、この憲法エンタテイメントをご鑑賞下さい。

【お問い合わせ先】

大阪憲法ミュージカル

〒五四一〇〇四三

大阪市中央区高麗橋四一三七 北ビル四階

(エヴィス法律会計事務所)

電話 〇八〇一九六〇七二〇一六

FAX 〇六十六九七三二〇三六六

Eメール osakamusical@gmail.com

山場を迎える原発賠償訴訟

大阪 中島 宏治

1 福島第一原発事故から五年

二〇一二年三月に発生した福島第一原発事故から五年が経過した。これだけの重大事故を起こしながら、国も東京電力も、誰一人責任を取っていない。むしろ自分たちは被害者だといわんばかりだ。このような中、検察審査会の議決を受けて、東京電力の旧役員三名が刑事事件として起訴される

に至った。この事故は予見できなかったのか、審理を通じて明らかになることを期待したい。

また、二〇一六年三月九日、大津地裁にて、高浜原発三号機・四号機の運転差し止めの仮処分決定が出された。再稼働したばかりの運転中の差し止め仮処分は、非常に大きなインパクトを与えた。福島第一原発事故の被害をしっかりと受け止め、このような過酷事故が二度と起こらないよう

に最善を尽くすべきであるという裁判所のメッセージを、国民全体の共通理解とすべく、今後も闘っていくことになる。各地で原発差し止めの裁判が続いていくので、引き続き注目したい。

2 原発賠償訴訟も山場に

他方、筆者も参加する各地の福島第一原発事故による賠償請求訴訟も、今年には大きな山場を迎える。

現在、全国各地で審理されている、国や東京電力を被告とする賠償請求集団訴訟は、把握されているだけで二〇地裁二八訴訟に及ぶ。原告総数は一万人を超えている。福島第一原発事故を原因として、事故当時居住していた地域を避難した人（避難者）も、とどまる人（滞在者）も、それぞれ大きな苦悩を抱え、差別に苦しみ、被害者とおしの分断と闘っている。

このような中、二〇一六年二月三日、東京・

ラパスホールにて、全国で賠償請求訴訟を闘う原告団の全国連絡会が結成された。現在までに二二訴訟の原告、一万人弱の原告の連絡会ができたことは、今後の運動にとって極めて重要である。

そして、福島地裁（生業訴訟）、前橋地裁、千葉地裁、京都地裁などで、結審の時期が近づいており、早ければ年内にも審理を終えるところが出てきそうな状況となっている。いよいよ、福島第一原発事故による被害の実態と責任の所在について、裁判所の判断を迎えることになる。日本全国に避難者がいることが明らかとなり、避難者や滞在者の苦しみについて裁判所がどう判断するか、注目を集めている。

これらの判決をてこにして、原発再稼働を進める国の方針を抜本的に転換させるまで、被害者が一致団結して闘う準備が徐々に整ってきた。裁判と運動を連動させて、国民的な大きな力に変えていきたいところである。

3 原発賠償関西訴訟の状況

筆者が担当している、大阪地裁に係属している原発賠償関西訴訟について紹介したい。二〇一三年九月に提訴し、現在八七世帯二四〇名の原告がいる。ほとんどが避難指示区域外からの避難者である。区域内からの避難者、区域外からの避難者（福島県外からの避難を含む）、滞在者と、様々な立場

の原告が混在しているが、提訴当初から、分断工作に負けずに一致して闘うことを確認している。

原告は、何度か原告団総会を開き、幹事を決めて、それらの幹事を中心に毎月第三土曜日に定例会を開いて、それぞれの情報交換や意思決定をしている。併せて、この日はサポーター・弁護士も交えた学習会を開催して、訴状・準備書面の理解を深めたり、他の公害・被害事件の経験に学んだりしている。個々の原告は、様々な学習会に呼ばれて自らの被害体験を語っている。

サポーターは三〇〇名を超え、メーリングリストで積極的な情報交換を行っている。訴訟の期日のチラシを毎回作成したり、原告・弁護士・サポーターをつなぐ役割のニュースを発行したり、カンパを集めたりするなど、献身的な活動を提訴当初から続けている。

そのような取り組みの結果、過去八回の弁論期日は多数の傍聴希望者であふれ、毎回抽選で漏れた方

に向けて、弁護士による模擬法廷を実施している。

また、近隣で同種の訴訟を闘う、京都訴訟やひょうご訴訟とも連携し、相互の法廷の傍聴に出かけたり、三訴訟で「近畿訴訟団」として交流会を開催している。三訴訟とも、原告・弁護士・サポーターが集まって、顔の見える関係を築いてきた。先日、神戸で行われた三回目の交流会には、総勢二五〇名の参加があつて大変盛況であった。

4 おわりに

原発賠償訴訟は今年、最初の山場を迎え、これまで表に出てこなかった避難者や滞在者の苦悩が顕在化する機会が確実に増えることになる。ここでギアをもう一段上げ、全国民に原発事故の被害を理解してもらえよう、全国の力を結集して運動を推し進めることが重要となる。

今後も、原発関連の判決や報道に注目していただきたい。

横浜総会で会いましょう

■日時 二〇一六年六月二十五日(土) 一三時～二六日(日) 二二時半 ■場所 横浜市内

特別講演は、「立憲主義の破壊にどうたたかうか? 法律家に期待するもの」(仮) (講師・山口二郎氏(法政大学法学部教授)、地元企画は「厚木基地問題報告」(関守麻紀子会員)、オプショナルツアーは「川崎における外国人差別の歴史とヘイトスピーチに対する闘い」です。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟 高裁でも開示命令

大阪 谷 真介

1 内閣官房報償費（機密費）とは

内閣官房報償費（機密費）は、内閣官房長官の政治判断で支出される経費であり、現在年間一四億六〇〇〇万円が予算に計上され、国庫から月約一億円が内閣官房長官に支出されている。内閣官房長官は毎月約一億円、用途を全く明らかにせず、自由に使用できる。

内閣官房報償費の用途が問題視される発端となったのは、当時の野党の議員団にもたらされた内部資料であった。それは加藤紘一氏が官房長官だった時代の、一九九一年二月から一九九二年一月までの一四か月間の内閣官房報償費の用途を記した「金銭出納帳」なるノートと、この金銭出納帳を月別の収入・支出表や目的別の分類表としてまとめ記した内閣用箋、そして「報償費について」なるものが記載された内閣用箋である。そこ

には内閣官房報償費の驚くべき用途が記載されていた。例えば、「国会対策費」として「英国屋（背広）」／「一六〇万円」、「商品券」／「三二二万円など明らかに党内対策や野党対策の流用、数百万単位での「パーティ券」「励ます会」「出版記念」「シンポジウム」といった事実上の政治献金としての党略的流用、一六〇〇万円もの「長官室手当」「秘書官室手当」といった私的費用としての流用を疑われるものなどであった。

2 三つの地裁判決

(1) 二〇〇六年、神戸学院大学教授の上脇博之氏（政治資金オンブズマン共同代表）が二〇〇五年四月から二〇〇六年九月まで細田・安倍の両官房長官時代の報償費の用途について示した文書の情報公開請求を行ったが、内閣官房長官から国庫に対する請求書等は開示されたものの、内閣官房

の支出に関する資料は全て不開示となった（全マスキングですらなく、全て不開示）。そこで、二〇〇七年五月、上脇氏が本人訴訟として不開示処分の取消しを求めて大阪地裁に提訴した（二次訴訟。訴訟中に、安倍官房長官分に絞った）。

一次訴訟では、提訴から四年近くたってようやく二〇一〇年八月に、国が申請した現役の内閣官房の事務方トップである内閣総務官・千代幹也氏の証人尋問を実施し、その後、原告本人尋問を経て結審した。

そして、二〇一二年三月三日、大阪地裁第二民事部（山田明裁判長）は、内閣官房報償費の支出に関わる文書について、一部開示を命じる判決を言い渡した。判決で開示が認められたのは、内閣官房長官が自ら使用し出納を管理する政策推進費にかかる「政策推進費受払簿」、会計検査院に提出する二次資料である「報償費支払明細書」と、出納管理の一覧表である「出納管理簿」の一部（政策推進費に係る部分）であった。一方、調査情報対策費や活動関係費の支出が決定された文書である「支払決定書」、各支出の個別の「領収書等」（領収書や請求書、受領書など）と「出納管理簿」の残りの部分（調査情報対策費と活動関係費に係る部分）は不開示とされた。結論を分けたのは、具体的な用途と支出の相手方が記載されているかどうかであり、開示が認められた文書は全て支出

の相手方が記載されていない文書であった。かかる判決については国と原告の双方が控訴し、大阪高等裁判所第二民事部において審理されることになった。

(2) 一方、二〇〇九年八月三〇日、衆議院総選挙で自民党が民主党に歴史的惨敗を喫し、政権交代が実現した。政権を明け渡すことが決まっております、重要な政策決定などするはずのない自民党政権最後の河村官房長官は、なんとその二日後の同年九月一日に国庫に二・五億円もの内閣官房報償費(機密費)を請求した(内閣官房報償費の国庫請求は通常月一億円)。その後、民主党が同年九月二六日に政権を引き継いだときには、官房長官室の金庫はカラになっていた(当時の平野官房長官の国会答弁)。

二〇〇九年一〇月九日、公認会計士の松山治幸氏(政治資金オンブズマン共同代表)が情報公開請求をしたものの、これまで同様全面不開示とされたため、二〇一〇年一月六日、大阪地裁に不開示決定の取消しを求めて提訴した(二次訴訟)。

二〇一二年一月二二日、大阪地方裁判所第七民事部(田中健治裁判長)は、一次訴訟判決を前提とし、さらに一次訴訟判決では全面的に不開示とされていた領収書等のうち、公共交通機関の交通費に関する領収書で個人名が記載されていないものについては、これが開示されても内閣官房の

事務遂行に具体的な支障は生じないとして不開示を命じた。一次訴訟よりさらに開示範囲を拡げたのである。

かかる判決についても、原告と国の双方が控訴し、一次訴訟と同様の大阪高裁第二民事部に係属した。

(3) その後、第二次安倍政権下の菅官房長官が二〇一三年に支出した機密費の支出関連文書についても、別途上脇氏が情報公開請求をしたところ、これも全面不開示とされたため、追加提訴を行っている(三次訴訟)。これについては、二〇一五年一〇月二二日、大阪地方裁判所第七民事部(田中健治裁判長)で判決が出され、二次訴訟と同様の判決が下されている(なお初めて義務づけの訴えも行ったところ、義務づけについても命じられた)。これについても国と原告側の双方が控訴した(大阪高裁第三民事部に係属)。

3 大阪高裁の審理経過

前記経過で推移してきた三つの訴訟であったが、その後、高裁では奇妙な経過をたどった。

事の発端は、高裁で結審して判決言渡し日が二〇一三年六月二七日に指定されていた二次訴訟で、その判決言渡し日の約三週間前に、判決言渡しを同年七月一八日に延期する旨の連絡がきたことから始まる。さらに延期後の判決言渡し日が近づいた二〇一

三年七月一日、高裁から「事務連絡」なるFAXがなされた。これによれば、同じ部に係っている(裁判体は別)二次訴訟との争点の共通性に鑑みて一次訴訟を先行的に判断を下すのは相当ではないとの結論に至ったため、一次訴訟の判決言渡し期日は追って指定とし、いずれ再開して訴訟資料、証拠資料を補充し、二つの訴訟を同一の裁判体で審理した上で同時期に統一的に判断を示すこととする、というものであった。一方的なFAXに戸惑い調査をしたところ、驚愕の事実が判明した。なんと、一次訴訟の主任裁判官(右陪席)の定年退官日が、同年七月二〇日と間近に迫っていたのである。つまり、高裁結審時には、主任裁判官の退官前に判決言渡し期日が指定されていたにもかかわらず、裁判長が、二次訴訟が係属していることを口実にして(二次訴訟と二次訴訟では係が違い合議体が異なっていた)、主任裁判官の退官後に判決日を一方的に変更することに、主任裁判官を判決裁判体から除外して、別の裁判体で判決をするつもりだということが判明したのである。このようなあからさまな主任裁判官外しの動きに対し、原告側は納得のいく説明を求めたため、裁判長への直接の面談を申し込んだが、裁判長は拒否し、一次訴訟について一方的に弁論再開決定を出した。明らかに経緯が不自然で、不公正な裁判官であることが明らかであったため、原告は一次訴訟、二次訴訟ともに裁判官の忌避申立に至った。

忌避申立については最高裁まで争ったが、結論としては棄却された。しかし、その間に裁判体は全員が交代し、新たな裁判体の下で二次訴訟、二次訴訟の二件の裁判について改めて二〇一五年七月に結審、高裁判決が下されることとなった。

4 再び開示を命じた高裁判決

二〇一六年二月二四日の大阪高裁判決(田中敦裁判長)では、一次訴訟の地裁判決と同じ開示範囲での開示を命じた。高裁での争点であった開示

の範囲や部分開示論については、特段目新しい判断はなかった。また、二次訴訟の判決で開示範囲が広がっていた点(公共交通機関の交通費)については開示を命じなかったため半歩後退ではあった。しかし、これも裁判所の不穏な動きについて毅然と忌避申立をするなどの態度を示したことなどから、一次訴訟の地裁判決のレベルを、情報公開請求訴訟の鬼門ともされている高裁において守ることができたと評価できる。これまで全く支出関係文書がブラックボックスであったことからすると、

高裁においても国民の知る権利の立場から、官房機密費の支出文書の開示について風穴を空けることができたことは、大変意義がある。国は上告して争いを続けている。引き続き上告審での審理や三次訴訟の高裁での審理も引き続き手を抜かず、内閣官房という国の中枢機関が国民の税金を巨額の機密費として国民の監視下におかず自由に支出することの問題点を投げかけ続けたい。
(弁護士団は大阪支部の阪口徳雄、辻公雄、徳井義幸、谷真介ほか)

「あすわか兵庫」の活動について



第一 はじめに

兵庫の六六期の弁護士の大多和優子と申します。今回は、あすわか兵庫の活動について、紹介させていただきますと思います。

兵庫の青法協の若手会員は、「明日の自由を守

る若手弁護士の会(あすわか)」に所属しているメンバーも多く、青法協の活動もあすわか活動も和気あいあいと行っています。

「あすわか」は、ご存じの方も多と思います。が、自民党の改憲草案に強い危機感を覚えた全国の若手弁護士の集まりで、あすわか兵庫は、二〇

一三年一〇月に、兵庫のメンバーであすわか兵庫支部を立ち上げたものです。全国のあすわかメンバーは、現在は四五〇名以上になっていると聞いていますが、そのうち、兵庫支部のメンバーは、四九名です。

全国でも、あすわか支部があるのは、意外にも、京都と静岡と兵庫くらいだそうです(もしかしら、他にもあるかもしれません)。そこで、この場をお借りして、あすわか兵庫の活動内容について紹介させていただきます。

第二 活動の概要

あすわか兵庫の活動は、多くのあすわか会員が行っている憲法カフェ・学習会の講師だけでなく、朝宣伝、劇の公演、FacebookやTwitter

での広報活動など、様々ありますので、以下、順に紹介します。

第三 朝宣伝

あすわか兵庫では、毎月一回、駅前で、街頭朝宣伝を行っています。

普段は神戸駅前で行うことが多いのですが、時には、姫路駅前や、尼崎駅前、夙川駅前、学生の多いポートアイランドなどでも行っています。

朝宣伝では、あすわかのをりを立てて、二人くらいが弁士として、憲法やそれをとりまく情勢のことなど、その時々に分たちが伝えたいことについてスピーチをします。他のメンバーは、スピーチ中に、あすわかのパケットティッシュとチラシを、道行く人に配布しています。

朝から街頭でスピーチをするというのは、なかなか緊張しますが、メンバーが傍でティッシュとチラシを配っているので心強いですし、その時々



朝宣伝@阪神尼崎駅前

の情勢に応じて、伝えたいことを自分の言葉で伝えられる、ということにとっても意義を感じます。安保法制の問題が出てきてからは、以前よりも多くの人が、配布物を受け取ってくれるようになったように思います。

第四 劇の公演

あすわか兵庫の大きな特徴のひとつは、「劇団あすわかひょうご」という劇団を結成して、様々なところで、憲法にまつわる劇の公演を行っていることです。脚本もキャストも演出もすべて弁士で行っています。

劇の第一弾は、『憲法ができるまで』という立憲主義をテーマにしたもので、これは、あすわか紙芝居をもとに脚本を書いたものです。

その後、あすわか兵庫の弁士がオリジナルで脚本を書き、第二弾『せんそうがおきるまで』という安保法制や特定秘密保護法、共謀罪、盗聴法等をテーマにしたもの、第三弾『憲法が起きるまで』という、一八歳選挙権、奨学金、ブラックバイト、ブラック企業、女性や若者の貧困、経済的徴兵制、選挙制度等をテーマにしたものの公演を行ってきました。

劇のなかでは、ギターの演奏や歌をまじえており、観ている人が、なるべく楽しみなが、憲法やそれにまつわる様々な問題について触れること

のできるように工夫しているつもりです。

第三弾で完結するのではないかと思っていたのですが、実は、現在、緊急事態条項をテーマにした第四弾『憲法が昏眠するまで』の準備中です。

この最新の脚本での公演は、五月五日に姫路で行われる「憲法を守るはりま集会」で初披露させていただきます。予定になっています。

劇のキャストは現在二名くらいで、練習は、平日の二〇時～二時くらいまで、弁士会館の部屋等を借りて行っており、一回の公演につき四～五回程度の全体練習と各自の個人練習で臨んでいます。

これまで、兵庫県内の神戸、明石、姫路、宝塚、西宮、尼崎、芦屋、加西、三木に加え、京都や和歌山の田辺でも公演させていただきました、合計十四回の公演をさせていただきました。

出演者は、演劇についてはほぼ素人の弁士たちばかりで、神戸だけでなく、姫路や阪神支部のメンバーもいるため(私自身も姫路です)、練習はなかなか大変ですが、皆、やり出すと結構はまるのか、これまで何とか続いています。劇を始めた当初に観てくださった人が、最近の私たちの演技を観て、「上手くなったね」と仰ってくれることもあるようです。

これまで劇を観に来て下さった方は、やはり年齢層が高いため、今後は、出来れば中高生を含め



上: 劇の練習風景@弁護士会館
下: 劇の公演 母親大会@神戸

た若い人にも見てもらえるような機会を設けることが出来たらと思っています。また、公演の依頼があれば、なるべくお断りしない方向で努力していきますので、全国からご依頼を頂けたら嬉しいです。

第五 講師・カフェ活動

全国のあすわか会員が行っているように、もちろん、あすわか兵庫でも、憲法カフェや学習会の講師活動を行っています。

二〇一五年の四月までは、あすわか兵庫での講師・カフェ活動は、月二〜五回程度でしたが、安

増加しました。二〇一五年五月は一六回、六月は三二回、七月は三五回、八月は二回、九月は二七回でした。

講師・カフェ活動について、年単位でその数を見ると、あすわか兵庫の一年目(二〇一三年二月〜二〇一四年一〇月)は、二六回だったのに対し、二年目(二〇一四年一月〜二〇一五年一〇月)は、一三六回でした。

これだけ数があると大変なのですが、兵庫のよう

に支部があると、様々なメンバーで分担することが出来ます。また、新たなメンバーが入ったら、まずは他の弁護士と一緒に講師・カフェ活動を体験してもらい、その後、一人で担当してもらったりもしています。

最近では、「憲法カフェ」国家緊急権バージョン」と題して、緊急事態条項や災害対策について詳しい弁護士を講師に招いて、緊急事態条項について考えてもらうための憲法カフェを、一月と三月に開催しました。この問題についての関心が高まっていることを示すかのように、いずれも

会場はほぼ満席となりました。四月には、妖怪体操でお馴染みのラッキー池田さんを招いて、親子で踊りながら楽しく憲法を学ぶイベントを開催する予定です。

今後も、憲法やそれにまつわる情勢等について、多くの方に興味を持って考えてもらえるように、講師・カフェ活動も引き続き頑張っていきたいと思えます。

第六 署名活動・声明

安保法制の審議が大詰めとなってきた二〇一五年八月末から九月には、兵庫県選出の与党議員に対して、兵庫県民の声を届けるために、安法案に反対し、その否決を求める(衆議院については、再議決をしないことを求める)署名集めを行い、参議院宛は三九八二筆、衆議院宛は四二九三筆の署名を集めることができ、あすわか兵庫のメンバーが東京の議員会館まで署名を持参して届きました。残念ながら、安保法制は強行採決されてしまいました。残念ながら、安保法制は国会に届けるために、少しは役に立てたのではないかと思います。

安保法制の強行採決後には、「国民主権・民主主義の新ステージの幕開けです。また一緒に歩き始めましょう!」というタイトルで、あすわか兵庫の声明を出し、安保法制は成立してしまっただが、一人一人が自分で考え行動し始めた新しい時

代の幕開けであるというメッセージを発信しました。

第七 広報 (Facebook・Twitter)

あすわか兵庫では、独自のFacebookのページを、二〇一五年二月に作成し、少し遅れてから、Twitterも立ち上げました。FacebookやTwitterでは、憲法カフェ・学習会や劇の公演の広報等やあすわか声明の発表、署名集めの宣伝、その時々的情勢等についての投稿をしています。文章は長文になり過ぎないようにして、なるべく写真や図などを一緒に載せるようにして、見てもらいやすいものを心がけています。

より多くの方に見てもらえるようにすること

と、内容面での活性化が今後の課題です。青法協会員の皆さまには、ぜひ「あすわか兵庫」で検索して、「いいね!」やフォローをお願いしたいと思います。

第八 その他

その他、あすわか兵庫の活動として行っているわけではありませんが、メンバーの中では、SEALDs KANSAIやママの会などが街宣やデモを行う際に、見守り弁護団の一員として活動したり、最近では、関西市民連合に関わっているメンバーもいます。これは、兵庫のあすわか会員だけでなく、関西の様々な弁護士とともに活動しています。

第九 最後に

以上、徒然と記載してしまいましたが、あすわか兵庫のような支部があると、一人ではなかなか出来ないようなことや、踏み出すのに勇気がある場合でも、一緒に出来る仲間がいることで、心強く、大きな力となり、幅広い活動に繋がると思います。

また、兵庫では、あすわか会員であり、青法協の会員でもある弁護士が多いため、顔を合わせることが多い分、どちらの活動も活性化しやすいというメリットもあると思います。

ぜひ、まだあすわか支部がない地域でも、支部を立ち上げてみてはいかがでしょうか。

法廷内の被告人の手錠腰縄は許されるか？



大阪弁護士会 西川 満喜

みなさんは初めて法廷内で被告人の手錠腰縄姿

を目にしたときどんな印象を受けただろうか？

手錠や腰縄によって拘束され自由を奪われている姿は、屈辱的であり、まるでみせしめのようなものである。

では、なぜ被告人はこのような屈辱的な姿で入廷させられるのか。被告人の人権や無罪推定の原則など刑事裁判の原則に照らして考えたとき、現在の運用は果たして許されるのか。

問題提起をしたのが、出頭在廷命令違反を理由に過料決定(刑事訴訟法二七八条の二(以下「法」))を受けた弁護士の事件である。この即時抗

告事件の弁護団の一員として参加させてもらったことを契機に、はじめて問題の大きさを知った。

□ 出頭在廷命令に従わなかった 弁護人に対する過料決定

二〇一四年二月二日、弁護人に裁判所の出頭在廷命令に従わなかったことを理由として大阪地方裁判所が三万円の過料決定を出した。弁護人が命令に従わなかった理由は、裁判官に手錠腰縄姿を見られたくないとの被告人の主張を尊重し、これを正当と考えたからである。弁護人は、この決定を不服として直ちに即時抗告を申し立て、抗告審の中で命令の違法性を争った。

その後、この事件は特別抗告審まで争ったが、残念ながら棄却され、過料決定が確定した。

□ 現在の運用

裁判員裁判とそれ以外の裁判とで被告人の手錠腰縄の解錠施錠時期は異なっている。

裁判員裁判では、被告人の手錠腰縄は裁判官・裁判員の入廷前に解錠され、退廷後に施錠される。この運用は、平成二年七月二四日通達(法務省矯正第三六六号)によっている。

それ以外の裁判では、裁判官の入廷後に解錠、退廷前に施錠されるという従来通りの方法で運用されている。

□ 現在の運用の何が問題なのか

裁判員裁判以外の裁判では、被告人は、判断権者である裁判官のみならず傍聴人にも手錠腰縄姿をさらさなければならぬ。勾留中というだけで逃亡のおそれや証拠隠滅の防止といった必要性が考慮されることなく一律に被告人に手錠腰縄を施すことは被告人の個人の尊厳・無罪推定を受ける権利に対する過剰な侵害となる。この点、裁判員裁判では、判断権者である裁判官・裁判員には手錠腰縄姿を見られることはない。しかし、依然として傍聴人には手錠腰縄姿を晒すことになるという点で問題が残るのである。

□ 被告人の個人の尊厳・無罪推定を 受ける権利を侵害する

被告人を手錠腰縄という屈辱的姿で法廷という公の場に連行することは、被告人の個人の尊厳(憲法二三条)を害する。

自由権規約一〇条は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と規定する。さらに、自由権規約七条は、「何人も、拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない」と規定する。法廷で被告人に手錠腰縄姿を強制することは、七条にいう「品位を

傷つける取り扱い」に該当する。

手錠腰縄姿を一般公衆にさらすことは、「人格(人間としての誇り、人間らしく生きる権利)への配慮に著しく欠けるもので、原告の人格権に対する違法な加害行為である」(大阪地判平成七年一月三〇日)であることが裁判例でも認められている。

□ 無罪の推定を受ける権利の侵害

いうまでもなく被告人は「刑事裁判で有罪が確定するまでは『罪を犯していない人』として扱わなければならない」とするという無罪推定の原則の適用を受ける(憲法三二条、法三三六条)。

無罪推定の原則は、「疑わしきは被告人の利益に」という利益原則とともに立証責任との関係で説明されるのが一般的である。

これに対し、自由権規約一四条②項(a)は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」として、より直截的に人権と定められている。無罪推定を受ける権利は、被告人が危険な犯罪者であることを示唆するかたちで出廷させられてはならないことまでを含んでいる(自由権規約委員会 一般的意見三三二)。

手錠腰縄は、歴史上「罪人」の象徴だった。被告人を手錠腰縄姿で入廷させることは、あたかも被告人が危険な犯罪者であることを示唆してい

る。このような姿を被告人の罪責の有無を判断する場である法廷にさらすことは、無罪推定を受ける権利を侵害している。

□ 勾留中の被告人への手錠腰縄とその解錠の法的根拠

他方、法廷内での被告人の手錠腰縄の根拠は刑事収容施設法七八条一項である。同条によると、「刑務官は、被収容者を護送する場合、…：法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる」。これは、刑事施設の矯正職員に与えられた戒護権に基づいている。

勾留された被告人は、勾留裁判(法六〇条)の執行として、検察官の指揮により、刑事施設に引致される(法七三条二項)。刑事施設に引致された被告人は、刑事施設の矯正職員に与えられた戒護権に基づいて身体拘束を受けることになるのである。

この矯正職員の戒護権は、法廷内にも及んでいるため、被告人はこの戒護権に基づき手錠及び(又はではない)腰縄を施される。

裁判所は、公判廷内での身体不拘束の原則(法二八七条一項)にもとづき開廷と同時に訴訟指揮権又は法廷警察権の行使により被告人の手錠腰縄を解錠する。

□ 一律に手錠腰縄を施す訴訟指揮は被告人の人権侵害である

戒護権を根拠に身体拘束を受けているとはいえ、手錠腰縄が被告人の個人の尊厳や無罪推定を受ける権利の侵害であることからすると、勾留の目的である証拠隠滅又は逃亡防止との具体的衡量なく、逃亡の恐れ等のない被告人にも一律に手錠腰縄を施すことは過剰であり、やはり人権侵害である。

被告人の逃亡を防止するのであれば、刑務官二人による挟みこみ戒護で十分である。裁判所は、戒護権により被告人に人権侵害が生じないよう訴訟指揮権又は法廷警察権を適切に行使すべきなのである。

もつとも、傍聴人に配慮して、被告人・傍聴人・裁判官の順に入廷し、傍聴人のいないところで解錠施錠させることや法廷外の出入り口で解錠施錠させる運用方法が通知されている(平成五年七月一九日矯保一七〇四矯正局通知)。この通知のような被告の事情に配慮した運用がすべての刑事裁判で行われればよく、すでに下地はできつつあるのである。

□ 暫定的な運用改善のための衝立の利用

私たちは、すぐにでも実現可能な改善方法として、遮蔽措置の時のように衝立を立てることを提

案している。法廷の入り口付近を囲むように衝立を立て、被告人は入廷後衝立の中で手錠腰縄を解錠され、衝立から登場して指定の席に着くのだ。この方法によると、裁判官にも傍聴人にも手錠腰縄姿を見られない。

この方法を多くの弁護人に利用してもらうために裁判所の

申入書のひな型も作った。私たちメンバーの中でも申入れが成功し、衝立ではないが、傍聴人を一旦全員法廷外に出す方法が取られた例もある。他方、判断権者である裁判官は偏見を持たないし、傍聴人への配慮は時間がかかり審理時間に影響することを理由に認められなかった例もある。

□ 被告人へのアンケート・各国調査

私たちは、この問題をより多くの人に知ってもらうため、今年(二〇一六年)一月一六日には刑事訴訟法・憲法・国際人権法の研究者を招いて大阪弁護士会主催によるシンポジウムにも取り組んだ。



2016年1月16日 大阪弁護士会で行われたシンポジウムの様子

その中で、勾留中の被告人に手錠腰縄を見られて
どのように感じているかについて、チェック方式の
アンケートを行った。アンケートの回収はまだま
だ少ないが、被告人ほぼ全員が「恥ずかしかった」
「屈辱的だった」「罪人と思われていると感じた」に
チェックし、被告人自身が感じている気持を初め
て知ることができた。各国の手錠腰縄の運用につ

いても、各国弁護士会に質問形式で調査を行った。
韓国、フィリピン、香港、ノルウェー、ニュージー
ランドなどから回答を得た。常に手錠腰縄を使用
している国はないという回答結果に驚いた。

□ これからの運用改善に向けて

これまでも先人たちによって個々の刑事裁判に

において運用改善を求める取り組みがなされてき
た。これからはすべての刑事裁判において、被告
人の人権に配慮した手錠腰縄措置が運用されるよ
うに様々な方法を考えていきたい。そして、近い
将来、被告人が身体拘束を受けずに法廷に登場で
きる日が来ることを信じて粘り強くこの取り組み
を続けていきたい。

フジ住宅株式会社 「ヘイトハラスメント裁判」への ご支援よろしくお願ひします

大阪 金^{きん} 星^{そん}姫^ひ

1 はじめに

フジ住宅株式会社は、大阪に本社をおく分譲住
宅事業・住宅流通事業等を行う株式会社であり、
一〇〇〇人規模の従業員を抱える東証一部上場の
大企業である。この企業に約一三年勤務するパー
ト社員の内日コリアン女性である原告(以下、「A
さん」)が、会社と代表取締役(会長)を相手取っ
て起こしたのが、今回の「ヘイトハラスメント裁

判」である。

2 事件との出会い

この事件と私との出会いは、二〇一四年五月一
〇日に開催された民主法律協会のホットラインだ
った。

私は、フジ住宅においてヘイトハラスメントと
しかいようなない状況にさらされているAさん
の話の聞き、「ヘイトスピーチや極めて偏った思想

にさらされながらの就労は、どんなに苦しいだろ
うか」と、胸が痛み、同時に、同じ在日コリアン
として、とても他人事と思えなかった。「これはA
さん一人の問題ではなく、日本社会全体の問題だ、
会社やその代表者の思想信条を労働者に押し付け
るようなことがあつてはならない、企業に勤める
すべての人々がいきいきと働ける就業環境を作ら
なければならぬ」そのように想いながら相談を
聞いた。

その後、ホットラインに同席していた村田浩治
弁護士と南部秀一郎弁護士と三名で弁護士団を結
成し、Aさんとともに何度も打ち合わせを繰り返
し、社内で配布された資料に目を通し、フジ住宅
株式会社への改善申入れや大阪弁護士会への人権
救済申立てをするなど、一年以上かけて取り組ん
できた。しかし残念ながら社内で改善が見られる
ことはなく、訴訟に踏み切らざるを得なかったの
である。

3 事件の概要

(1) ヘイトスピーチ等配布行爲

フジ住宅株式会社では、「全役職員各位（含む出向者の方、契約社員、派遣社員、パートの方、マンション管理員の方全員）」への配布資料として、業務内容とは一切関連のない新聞記事のコピーやフェイスブック記事コピー、DVDや、一般書籍などの資料が連日配布されている。その配布資料には「南京大虐殺はなかった」「慰安婦を強制連行して奴隷のように扱った事実はない」といった内容のものが多数含まれている。

また、同様に、正社員の経営理念感想文や業務日報についても、他の社員らに配布しているのであるが、それら日報の中には上記書籍等を読んだ感想が記されており、その感想の中にはヘイトスピーチに該当するものが複数含まれている。例えば、以下のような内容のものである。

「韓国は（略）嘘をついても責任を取らない、嘘が蔓延している民族性だと思いました」

「自分の都合の良い事しか考えないという中国、韓国の国民性は私も大嫌いです」

「在日特権のありえない控除内容に驚きです。市県民税も所得税もなく、その上問題になっていく生活保護の不正受給でお金まで貰えて、在日の人からすれば日本は本当に居心地の良い国と思

ます。それをまともな日本人が支えているようなもので、逆差別のような状況を生む特権は無くすべきです」（当然ながら、フジ住宅は、Aさんの給与から所得税等を源泉徴収しており、「市県民税や所得税もなく」という記述が虚偽であると知ったうえで配布しているとか考えられない。）

なお、Aさんは本名で勤務しており、Aさんが在日コリアンであることはフジ住宅株式会社も知っている事実である。

さらにこれら配布資料には、会長が、賛同する箇所に○印や下線が引かれ強調がなされている。そのようなかたちで会長の考えが全社員にあてて表明されている。

(2) 教科書展示会や訴訟などへの動員行爲

そのほかにも、会長は、ここ数年、従業員を教科書展示会へ動員しアンケート記入を事実上強要してきた。アンケートの記入例までも配布し、そのおりの記入を従業員に指示し、教科書アンケートに行く際の服装についても細かく指示がなされていた。

会長は、そのほかにも、従業員に対し、各種署名活動や、各種団体への意見メール等を送付することについても動員していた。また、「朝日新聞従軍慰安婦虚偽報道訴訟」と題された訴訟のために、従業員から訴訟委任状を集めるといった呼びかけまで行われていたのである。

4 Aさんの被害

社内の配布物には、Aさんの直属の上司等、Aさんと接点のある従業員の感想文も複数挙がっており、Aさんは、「職場の同僚が、（在日も含めた）韓国・朝鮮人等への誹謗中傷を行っている。在日韓国人である自分も彼らから憎まれたり疎まれたりしているのではないか」「職場の同僚らは『在日特権』などというものが存在すると信じているのではないか」などと考え、恐怖や怒り、不安などといった感情を抱え、極めて多大な精神的苦痛を被っている。

さらに、教科書展示会への動員等は、資料を受領させることを超えて、行いたくないアンケート記入を強制させられるもので、意思に反する行為を強要するもしくは意思に反して主義主張を表明することを強要する行為であるといえる。

このような場で就労しているAさんの負った精神的苦痛は計り知れない。

5 第一回期日でのAさん意見陳述

本件は、大阪地裁堺支部に係属している。第一回期日は二〇一五年一月二二日午前〇時だった。Aさんは法廷で次のように意見陳述をした。

「私は、この数年間、かつての寛容さを会社が取り戻してくれることを、常に願ってきました。

「言えはいだけ、聞けばいいだけ」この言葉は、私が入社した時からよく聞かされた、いわば会社のモットーのようなものです。かつてそれなりに受け入れることが出来たこの言葉は、ここ数年の間に、私の中で「言えはどうなる？ 聞けばどうなる？」という疑問に変わり、会長の意見に同調することを覚悟するか、同調出来ずに意見し、居づらくすることを覚悟するか、ともすれば、諦めることを覚悟するか。そのような覚悟が無いと、「言つてはいけない、聞いてはいけない」という意味になってしまいました。

この二、三年、社内で異常なほどに増え続けた業務と関係のない資料や、促される様々な行為は、会社の全ての従業員に対し、会長が良しとする思想への同調・賞讃を求めると感じましたし、会長と異なる考えを持つ人や私のような存在を排除し、蔑み、そして敵意を表明させることにつながっていると思います。

今年一月、私は、弁護士さんに相談の上、「言えはいだけ」というモットーを「改善申入れ」という形で実行しました。数年の間に社内で萎縮し傷付きこわばってしまった心と、失いそうになる人間への信頼を回復させたいと本気で考えての選択でした。しかし、残念ながら、改善はされることはなく、訴訟に踏み切らざるを得ませんでした。

韓国・中国・在日を含め、会長の意に沿わない多くの世の中の人や団体に向けられた、「反日・国賊・売国奴・国外追放」などといった憎悪の表明は、書いた人だけでなく、それを受ける側の従業員の心にも影響することは、会社も会長もわかっているはずで、中にはそのような表現を会社のトップの人間が積極的に奨めることで、自らの思想として取り込んだ従業員も少なくないと感じています。また、私自身も、そのような意見表明にさらされるが増えるにつれ、促す側の人達だけでなく、結果的に同じような意見表明にいたらざるを得なかった方々に対する複雑な感情を持たされてしまい、その葛藤がとても精神的な負担となっています。

本件訴訟を提起した後、会長の名の下に「社外秘」として配布された資料の中には、従業員が、提訴した私のことを指し「恩を仇で返す人」「左翼弁護士に煽られたかわいそうな人」「相談する相手間違えた人」「人間性の低い方」と批判した内容のものが多数含まれていました。これらの言葉は、あくまでも直接的には従業員が書いたものですが、その実質は、従業員の言葉を借りて、会長が自らの考えを表明するために配布したと私は捉えています。

私は、他の誰にもこれ以上、不要なことで傷ついたり、傷つけたり、罪悪感にとらわれて欲しく

ないと思っています。そうでなければ、私は今後も傷付き続けることになり、また、私のことを大切に思ってくれている人も同様に傷つき続けると思います。

私は立派ではないけれど、精一杯、真面目に人や仕事や人生に向き合うよう心がけて生きています。私はこの裁判を通じて、被害を回復したいと願っていますし、これまで受けた心の傷を癒されたいと切に願っています。

裁判所におかれましては、私達の目線に立って、考えていただけるようよろしくお願い致します」
Aさんの意見陳述が終わると、法廷では割れんばかりの拍手が起きた。Aさんへの、たくさんの方々の熱い応援の気持ちが伝わってきたように思う。

6 おわりに

本裁判は、レイシズムや排外主義に晒された原告の被害を回復する裁判であると同時に、在日コリアンたる原告Aさんを含む全ての労働者が、国籍や民族・文化が異なっても互いに市民的自由を享受し、いきいきと働ける就業環境を実現するための労働裁判としての意義を有している。

弁護士一同、Aさんを支えて共に戦って行こうと強く決心している。

この訴訟に関心を持って頂き、たくさんの方々の支援をお願い申し上げる次第である。

京都支部の活動

京都 吉田 誠司

1 藤原辰史先生の講演

二〇一五年二月二〇日の支部総会に、京都大学の人文科学研究所准教授を務める藤原辰史先生を招いて講演をして頂いた。二〇一五年夏、「自由と平和のための京大有志の会」が発表した安倍政権の安保法制に反対する「声明」が話題になったが、その起草をしたのが同会発起人の藤原先生である。まずはその「声明」をお読み頂きたい。

戦争は、防衛を名目に始まる。
戦争は、兵器産業に富をもたらす。
戦争は、すぐに制御が効かなくなる。
戦争は、始めるよりも終えるほうが難しい。
戦争は、兵士だけでなく、老人や子どもにも災いをもたらす。

戦争は、人々の四肢だけでなく、心の中にも深い傷を負わせる。

精神は、操作の対象物ではない。
生命は、誰かの持ち駒ではない。

海は、基地に押しつぶされてはならない。
空は、戦闘機の爆音に消されてはならない。

血を流すことを貢献と考える普通の国よりは、
知を生み出すことを誇る特殊な国に生きたい。

学問は、戦争の武器ではない。
学問は、商売の道具ではない。
学問は、権力の下僕ではない。

生きる場所と考える自由を守り、創るために、

私たちはまず、思い上がった権力にくさびを打ちこまなくてはならない。

自由と平和のための京大有志の会



藤原辰史先生

藤原先生によると、この「声明」のプロモーションビデオを制作した人や、書にした書道家、「この声明に音楽を付けなさい」というテストを出した音大まであるそうだ。

藤原先生は、もともと農業史が専門で、現代の戦争と飢餓の関係を特に研究して来られた。ヨーロッパの戦地にも多く訪れ、戦争の本当の現場がいかに悲惨であるか、現代戦争で使われる兵器の殺傷力がどれほどあるかを語られた。そうした研究の背景があつてこそ、戦争の本質を端的に鋭く捉えたこの「声明」が生まれたのであろう。

「声明」は二〇カ国語以上に翻訳されたが、埼玉県の山岡さんという方が子どもむけに「翻訳」したものもある。同会では著作権などにこだわらず、多くの人にどんどん広めてもらいたいという立場なので、こんな素晴らしい作品も生まれた（次頁囲み）。



バトラーの面々

藤原先生は「戦争のリアルを知らず『平和ボケ』をしているのは本当は誰なのでしょう」と最後に問いかけて、講演を締め括られた。

2 ビブリオバトル

京都支部では「ビブリオバトル」を毎年一回行っている。「ビブリオバトル」とは「知的書評合戦」と言われ、参加バトラーがこれまでに読んで「感動した。人にも是非勧めたい」というオススメ本を、制限時間(五分)の中で懸命に聴衆に向けて紹介(プレゼンテーション)し、最後に聴衆から「どの本が読みたくなったか」を投票してもらいチャンピオンを決める、という遊びである。我々は絵本でもマンガでも良いルールにしている。

二〇二四年度は「悪(アク、ワル)」をテーマに、「モンスター」(百田尚樹)、「サンクチュアリ」(史村翔原作、池上遼一作画 マンガ)、「死神の浮力」(伊坂幸太郎)、「砂の城」(一条ゆかり マンガ)、「悪い本」(宮部みゆき)が戦い、「死神の浮力」が優勝した。

わたしのやめて

くにとくにのけんかをせんそうといひます

せんそうは「ぼくがころされないように さきにころすんだ」という だれかの いいわけで はじまります

せんそうは ひとごころしの どうぐを うる おみせを もうけさせます

せんそうは はじまると だれにも とめられませんか

せんそうは はじめるのは かんたんだけど おわるのは むずかしい

せんそうは へいたいさんも おとしよりも ことも くるしめます

せんそうは てや あしを ちぎり ころすも ひきさきます

わたしの こころは わたしのもの だれかに あやつられたくない

わたしの いのちは わたしのもので だれかの どうぐに なりたくない

うみが ひろいのは ひとをころす きちをつくるためじゃない

そらが たかいは ひとをころす ひこうきが とぶためじゃない

げんこつで ひとを きずつけて えらそうに いばっているよりも

こころを はたらかせて きずつけられたひとを はげましたい

がつこうで まなぶのは ひとごころしの どうぐをつくるためじゃない

がつこうで まなぶのは おかねもうけのためじゃない

がつこうで まなぶのは だれかの いいなりに なるためじゃない

じぶんや みんなの いのちを だいじにして いつも すきなことを かんがえたり おはなしたり したい

でも せんそうは それを じゃまするんだ

だから せんそうを はじめようとする ひとたちに わたしはおおきなこえで「やめて」というんだ

じゆうと へいわの ための きょうだい うしの かい

二〇一五年度のバトルテーマは「青」。参戦した本は、「スカイ・クロラ」(森博嗣)、「あおくんときいろちゃん」(レオ・レオニ 絵本)、「深い河」(遠藤周作)、「一瞬の風になれ」(佐藤多佳子)であった。青空を飛ぶ飛行機乗りの話、仲良くなりすぎて色が混ざって誰の子か分かってもらえなくなる子ども(色)のシニールなファンタジー、バトル

が青春時代に思い悩んだ頃に読んだというあの名作、四〇〇メートルリレー競技に賭ける高校陸上部の青春を描いた小説など、どれも「青」をテーマに工夫された選定戦略であった。バトルの結果は、「一瞬の風になれ」が優勝した。

話術、構成力、プレゼン力などが試され、弁護士の能力を高めるのに役立つ遊びである。実際面

白い本に出会える。バトルとして参加して評価を勝ち取るのも面白いが、プレゼンをする中で、この人がどこでどうして感動したのか、感動した背景にある意外なエピソードも出てくるので、聴衆として聴いても面白い。ビブリアバトルは、「人を通じて本を知る。本を通じて人を知る」とも言われている。是非、他の地域でもお試しあれ。

建設アスベスト訴訟でメーカー責任に風穴

— 京都訴訟判決の報告

京都 福山 和人

一 判決の概要

折からの雨空をついて、「やったー」「国と企業に勝った!」という声が響いた。二〇一二年六月三日の提訴から四年半、二六人の被害者中一五人が死亡するという壮絶なたたかいを経て、二〇一六年一月二十九日、京都地裁第四民事部(比嘉 美裁判長)は、関西建設アスベスト京都訴訟において、国と建材企業九社に総額二億二六〇〇万円の支払

いを命じる原告勝訴判決を言い渡した。

二 建設アスベスト訴訟の特徴

建設アスベスト訴訟は、危険と知りながら石綿含有建材を製造・販売し続けた建材メーカーと、必要な規制を怠り石綿建材を耐火建材等に指定して流通を促進した国の不法行為責任を問う裁判である。札幌、東京、横浜、京都、大阪、福岡の六地裁で裁判がたたかわれてきたが、本判決は

横浜、東京、福岡、大阪に次ぐ五番目の判決である。これまでの四地裁判決では、横浜を除き国の責任は認められたが企業への請求は全て退けられてきた。同じアスベスト被害でも泉南アスベストと異なり、建設分野においては、大工などの建設作業従事者は、多数の現場を転々として作業に従事しており、どの現場でどの建材が使われていたかが分からないため、個々の原告がどの現場でどのメーカーのどの建材から石綿粉じん曝露した

のか特定が困難で、これが企業の共同不法行為責任を問う壁として立ちはだかつていた。

三 企業責任に風穴

対企業四連敗という崖っぷちで迎えた京都判決だったが、初めて企業（九社）の共同不法行為責任が認められ、企業責任に風穴を開けることができた。判決は、吹付材については一九七四年一月一日から販売終了まで、屋内で使用される石綿建材については、一九七四年一月一日から販売終了まで、屋外で使用される石綿建材については二〇〇二年一月一日から販売終了までの間、警告表示なしに製造・販売した行為につき九社の共同不法行為責任を認めた。ポイントは以下のとおりである。

第一に、判決はメーカーの負うべき義務を厳しく定立した。すなわち「製品を製造販売する者は、最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を適時かつ適切に講ずる義務を負っている」と判示した。この「適時、適切」基準は国の権限不行使の違法を問う判断枠組みであるが、これを企業責任にも用いた点が注目される。第二に、判決は加害行為の捉え方を転換させて、「石綿建材を製造し警告表示なく販売し流通に置いた行為」を加害行為であるとした。従前の四地裁判決は、「石綿粉じんを曝露させた行為」を

加害行為としたが、そうすると各原告毎に就業現場を特定し、その現場にどのメーカーのどの建材が到達したかの立証が必要となる。それは多数の現場を渡り歩く建設作業従事者に不可能な立証を強いるものである。石綿建材を製造して流通に置けば、現場に到達して作業工程の中で作業者が粉じんを曝露することはいわば必然的な因果の流れであるから、この場合の加害行為は流通に置く行為と考えるべきである。このような考え方は薬害や製造物責任事案などの加害行為の捉え方とも整合するものであった。

第三に、判決は被告企業の共同不法行為に関して、関連共同性は否定したが、いわゆる競合的不法行為（民法七一九条一項後段類推適用）を認めた。その上で、概ね一〇%以上のシェアを有する企業で、建材の販売時期と原告の就業時期・就業地域・建物の種類・使用箇所・使用工程・使用方法等により重なり合いが認められる場合は、当該建材が各被災者に到達して石綿関連疾患を発症したと推定し、被告企業から反証がない限り共同不法行為責任を負うとした。これは京都弁護士団が各地の弁護士と連携しながら、各建材のシェアや各原告の職種、具体的な就業状況等に応じて、各原告毎に到達の蓋然性の高い建材を徹底的に絞り込む地道な作業を行ったことが実を結んだものといえる。

第四に、絞り込みにより加害企業をできる限り

特定しても、特定した企業以外に加害者がいないとは言いきれない面があるが、判決は、責任外建材による曝露の可能性を考慮して一定の減額を認めて被告企業に部分責任を負わせた。これは大阪地裁判決が他者加害の可能性を理由に責任を全否定したのと対照的で、損害の公平な分担という不法行為法の理念に沿った妥当な判断といえる。

四 国の責任

判決は、国の責任についても、①規制権限不行使の違法につき上述の「適時・適切」基準で判断したこと、②予見可能性に関する判断を前進させたこと（ネット等の内側も屋内に含め、屋外作業一般の予見可能性も肯定したこと等）、③屋外の危険性を否定する国の主張を排斥して屋外作業に関する規制権限不行使の違法を初めて認めたこと、④国が有効な対策を講じなかったことを断罪したこと、⑤防塵マスクの着用義務づけと警告表示義務付けに加えて、集塵機付電動工具の使用義務付けや吹付作業者に対する送気マスク着用義務付けの必要性を初めて認めて必要な規制の範囲を広げたこと等、積極的な判断を行った。

しかし判決が、いわゆる一人親方や零細事業主について、安衛法の保護対象は「労働者」に限られるという形式的解釈で、国の責任を否定したことは極めて不当である。また、大阪地裁判決が認め

た製造禁止を認めなかった点にも問題を残した。

五 今後の課題

本判決では被害者二六名のうち二四名が救済さ

れたが二名が棄却された。今後、大阪高裁に舞台は移るが、早期の全面解決目指して引き続き奮闘する決意である（弁護士は村山晃「团长」、佐藤克昭「副团长」、福山和人「事務局长」、大河原壽貴、

秋山健司、古川拓、毛利崇、吉本晴樹、諸富健、谷文彰、津島理恵、分部りか、日野田彰子、清洲真理、大江智子の二五名）。

被爆者に目を背ける長崎の裁判官たち

上

長崎県弁護士会 龍田紘一郎

（被爆体験者訴訟代理人団）

被爆地長崎の地裁は二月三日、被爆体験者第二陣不当判決を発した。この一文は逆流判決への一矢である。

一 厚生官僚が捏造した、法にない「被爆体験者」

(一) プルトニウム核弾の長崎投下は、一九四五年八月九日昼前二時すぎのこと。既に七一年経つが厚生行政が切捨て置く生存被爆者たちは長崎、広島、日本、世界に少なからず居る。被告が訴訟を永引かせる理由である。

(二) アメリカはファシズム大日本帝国の降伏前に

間に合うように、核爆弾を駆け込み投下した。投下の必要不可欠性は消失していた。しかし、戦後世界に覇を立てるためには、唯一の核保有国の威力を誇示する社会生体実験は是非に必要であった。日本政権の本土決戦、一億総玉砕の狂気が投下決行のチャンスとなった。このことが後に、自社政権が被爆者援護を国の責任において行うと法宣言する理由となった。

(三) 核爆弾はただの一発で、万余の公衆に桁ちがいの万死と生涯治癒したい放射線障害をもたらした。しかし日米両政府は生き残った被爆公衆に目を背けて放置し続けた。

(四) 一九五四年三月一日に始まったビキニ水爆実験は、第五福竜丸乗組員全員の被曝、久保山無線長の被曝死をもたらし、日本全土に「死の灰」と放射能の雨を降らした。特高上がりの正力松太郎、海軍将校上がりの中曽根康弘が原発輸入と、原子力ムラ立ち上げに蠢動し始めた時期であった。そのご水爆反対の広範な国民の声が押し、日本の政治が被爆者の医療援護に腰重く動き始めたが、もう一九五七年にもなっていた。核分裂の応用と公衆の放射線被曝は不可分、不可避の現象で、核兵器、原発との関係を貫く法則であるが、原爆と被曝とはその端的歴史的証明であるため

に、被爆者援護は常に今も、原発ムラが吹かせる逆風の中にある。

(五) 被爆者医療法の成立と同時に、被爆者の数の最大圧縮、削減管理が厚生行政の根本方針となった。政官は政令制定権限を逆行使し、被爆地区指定を最小限に絞り込み、被爆地区公衆の手帳申請に不可能ない困難な証明方法を課した。

(六) 長崎原爆の被爆地区の是正要求運動を抑圧、廃止させる究極の行政手段が官製「被爆体験者」予算措置事業の立ち上げであった。そのなかで、政府官僚と長崎県知事、市長とは重大な密約を交わす。未指定被爆地区公衆の手帳申請は地区外の一事をもつて却下する旨の事務取扱い談合である。これによって、体験者手帳に被爆者でない旨明記したばかりか、重要なガン系疾病を除外した。援護法の適用自体を排除した。法から域外被爆者の姿が消された。悪名高い四〇二号公衆衛生局長通達と同根である。

二 被爆体験者問題に必要な放射線知識

(一) 線種

被爆体験者に影響作用した電離放射線種は、 α 、 β 、 γ 線。

1 α 線 陽子、中性子、夫々二個が微粒子に団結した高速粒子(ヘリウム原子核)、正電荷2

(クーロン)。

2 β 線 中性子の陽子転換に伴って放出された高速電子、負電荷1(e)

3 γ 線 原子内磁場の、荷電粒子(α 、 β)の加速運動が生む振動による超高周期伝播波。

(二) 線源

1 原子雲が運搬した放射性粒子

(1) 核分裂せずに残ったプルトニウム二三九・二四〇

(2) 誘導放射線化した爆弾体及び大気構成粒子。

(3) 核分裂生成粒子

2 大気循環、対流風、火事風に運ばれた放射性微粒子

(三) 被曝原因、態様

1 原因

放射性微粒子原子核の崩壊に伴う放射線

2 態様

(1) 人体外部微粒子核崩壊放射線

(2) 体表付着微粒子原子核崩壊放射線

(3) 内部被曝 吸入、摂取微粒子原子核崩壊放射線

(四) 放射線の影響機序

1 電離作用

(1) 生体組織は原子、分子の多重結合になる。電子と原子核は電気力で原子を結成し、原

子同士は対電子によって分子に結合し、その結合エネルギー(eVオーダー)が内部に保存される。これを上回る外来エネルギー(MeVオーダー)の接触打撃によって電離作用、即ち結合の切断を生ずる。

(2) 電離は一個の粒子(二本の放射線)とターゲット電子一個間の相互作用関係である。放射線一本ずつは独立で一本の線のエネルギー強度によって電離現象が規定される。線量の高低ではない。だから例えば可視光線をいくら合算しても電離作用はない。放射線からの人体影響の全ては電離に尽きる。低線量の無害安全論のウソはここに発する。あとのプロセスは人体における反応であり、その展開が健康被害を規定する。ここに線量論のウソはある。

2 人体の反応

(1) 人体の組織と機能を制御するのは、全細胞ごとのDNAである。

(2) 電離によってDNAが損傷されると直ちに修復が開始される。生体の活動力による修復の失敗がDNAの変異、健康被害の発生につながる。

(3) これに対応する被爆者援護法の援護政策の原理は、被爆が疑われる事情の下にある公衆を普く対象とし、予防を第一とする「疑わしきは援護」の原則である。被爆者の定義の基礎は、この予防原則に立つ疫学上の経験則と

その見解にある。

- (4) 反応は高線量(放射線の高密度)か低線量であるかによって、一律、機械的に定まる訳ではない。環境ホルモンと同じように高濃(密)度、低濃度の機序がありうる。例えば、携帯電話の電磁波はペースメーカーの誤作動を生む。同じように生体影響がありうる。
- (5) 低線量安全性、しきい値仮説に科学性はないし、科学的証明もない。

三 被爆者の法定義

(二) 定義は法自体の決まり、約束ごとの謂。解釈

名下に定義内容、実質、鍵概念をとりかえることは許されない。語句の表現範囲内で、その趣旨どおりに前提題としなければならぬ。

(二) 法文の構造

1 各号に一ないし四ある。内一、二号は被爆者の実体、特性を空白にし、時空的枠組みだけを定めている。

2 内三号が一、二号の空白を補充する被爆者の実体、特性を規定する。三号において、法定指定被爆地区内外の全被爆者を単一の概念に統合し、共通、一般、普遍の内容を与えた。

3 内一号で、法自ら長崎市を被爆地と定め、

かつ、その不自然性、狭小さを補正するため、これに加える隣接被爆地区の指定を政令に委任した。長崎市の定めは抽象的な三号の文言の具象、典型モデルを与える定め、即ち政令で被爆地区を指定する基準、標準、指針として与え、政令を指揮拘束する定めでもある。

4 この三号を特殊的例外的事情規定と解釈するのは法の常識に反する暴論。介護被爆とか海上被爆に限定する主張に沿う文言も趣旨も全くない。
(次号に続く)

勝利報告

住民訴訟のたたかいが町長・議会の刷新へ

熊本御船町竹バイオマス住民訴訟

熊本 板井 俊介

一 控訴取り下げによる

住民側勝訴判決の確定

人口二万七〇〇〇人余りの熊本県の御船町で

は、戦後初めての住民訴訟であったこの住民訴訟は、二〇一四年一〇月二七日、熊本地裁により、「御船町は山本町長(当時)個人に対し、九二七九万三〇〇〇円の賠償請求をせよ」との主文で、住

民が勝訴した。

その後、訴訟は福岡高裁へ移ったが、控訴審係属中の二〇一五年八月、控訴人である御船町側が控訴を取り下げ、住民側勝訴の熊本地裁判決が確定した。法廷闘争は、私たち住民側の勝利で幕を閉じた。

二 住民訴訟による世論喚起で

町長選挙での勝利

なお、この事件は、前記熊本地裁判決の直後にも投稿したが、その中で、私は「二〇一五年四月の統一地方選において、町長が再選を果たすか否かが最大の論点となるであろう」と報告していた。

果たして、前町長の再選は阻まれたのである。すなわち、本訴訟により、前町長の責任が問われたことを契機として、大きく報道もされた結果、前町長に対する不満等が爆発した形で、二〇一五年四月二六日の統一地方選挙において、新人候補（現在の御船町長である藤木正幸氏）が大勝した。

この選挙戦において、藤木現町長は、「町と住民が対立する構造は早期に解消すべき」と訴え、事実上、控訴取り下げを公約としていた。このように本住民訴訟は、住民勝訴判決を迎えた結果、町長選挙の政局の一つとなって、町政の刷新に大きく貢献することができた。

三 議会構成をもひっくり返す （議会による請求権放棄も不可能に）

さらに、本訴訟が貢献したのは町長の交代のみではなかった。議会構成も前町長派を少数へと追い込んだ。すなわち、選挙前の議会構成は、議長を除いて前町長派一〇対反町長派が五名という勢力であった。しかし、先に述べた二〇一五年四月二六日に行われた統一地方選の結果、前町長派が少数となった。

これにより、従前より法的な議論となっていた「住民訴訟係属中の地方議会による首長への請求権放棄決議」も不可能となったのである。私ども弁護団は、住民を交えた弁護団会議において、

「今後は、議会が請求権放棄決議をしかねないため、議会において、しっかりと監視活動をすることも大切である。しかし、そのような議員を当選させないことが重要である」と議論していた。しかし、地域代表の色合いが濃い地方議員の場合、そのようなことは事実上困難であると覚悟していた。しかし、統一地方選でそれをも実現した。

折しも、報道では、「総務省が、首長らに対する損害賠償を求める住民訴訟の係属中に、地方議会が首長らの賠償責任を免除する決議をすることを禁止する地方自治法改正案を公表した」とされ、本年の通常国会で地方自治法の改正がなされる予定とされているが（二〇一五年二月一日熊本日々新聞・共同通信配信）、私たち住民のたたかいにより、そのような法改正を待たずに、司法を通じてたたかいたによる住民自治が実現した。

この点は、私たち三名の弁護団（橋本和隆会員を含む）が最も喜んだ点である。

四 本事件の総括

今回の事件で、今後の闘いに継承すべき点は、訴訟のみならず、議会や選挙においても原則的闘いを貫いたことである。すなわち、当初、ある議員が私の下に相談に訪れた時、私からは、①本来、議会の責任も問われる問題である以上、地方議会で一〇〇条委員会を設置するように打診し、

その結果、特別委員会が設置され、多くの事実関係を証拠によりあぶり出した。これを受け、②住民監査請求では住民らの主張を容れた判断が下された。その後、住民らは③住民訴訟を提起したが、同時並行して、④一〇〇条委員会において明らかにした犯罪事実の告発（補助金一、四六三万円（ちよど補助金交付額の五％に相当する額）を目的外使用していた事実（補助金適正化法違反）が発覚したため熊本県警に告訴した）を行った。これを受け、熊本県警が動いたものの、⑤熊本地検が不当にも起訴猶予処分としたため、住民が⑥検察審査会申立てに対して異議申立てをしたところ、検察審査会において「不起訴不当決定」となった。その後、⑦熊本地検により起訴がなされ事業会社社長の罰金刑が確定した。これを受け、私どもは⑧刑事確定記録謄写法に基づき関係者の供述調書を取り寄せ、これを⑨住民訴訟の証拠として提出し、事件の背景を裏付けた。一方、⑩原告ら住民のみならず、町民全体を対象にした住民説明会を定期的に実施し、情報発信のためにニュースレター、ホームページの充実を図りつつ、⑪議会の野党議員とも交流を深め、微力ではあったが、首長選挙で政権交代を果たし、控訴取り下げにより住民勝訴判決を確定させた。⑫さらに、議会構成をも逆転させたことにより、地方議会による首長責任免除をも不可能とした。住民の声を

できるだけ地方政治に反映させるために、地方における闘いの原則論を貫いたという認識である。

なお、最後に、念のためであるが、⑬弁護士費

用についても、現在請求中であり、前町長派の厳しい反対意見もあるが、訴訟に至らずに支払われた。この点も、非常に重要な論点であるが、本稿

では割愛する。

(二〇一六年三月二四日)

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像・第一五回

法律家五団体と市民の共同の力で、盗聴法・刑訴法改悪法案を廃案に

東京 米倉 洋子

■ 本法案をめぐる緊迫した情勢

この『青年法律家』が発行される四月下旬、法案はどうなっているだろうか心配しながら、この原稿を書いている。

ご承知のとおり、昨年国会に提出された刑事訴訟法等改正法案は、衆議院で与党と民主・維新の四党修正案が可決されてしまったものの、参議院法務委員会では趣旨説明のみで継続審議になった。前国会で本法案の成立を阻止できたのは、冤罪被害者をはじめとする市民と法律家の反対運動の大きな成果である。

三月下旬、いよいよ予算審議が終了して参議院法務委員会が動き出した。与党は本法案の成立を最優先課題と位置付け、強行採決も辞さない構えと言われており、情勢は極めて緊迫している。

しかし、参議院法務委員会における民主・維新

の有力議員たちは、衆議院で自らの政党が修正合意に賛成したにもかかわらず、「参議院は参議院」「私は個人として廃案をめざしたい」と毅然とした姿勢を示している。こうした良心的な議員たちを支え、共に闘うならば、廃案の展望は大いにある。

■ 安易な審議入りを許さない闘い

参議院法務委員会では、同じく継続審議となったヘイトスピーチ規制法案の審議を先議するとの与野党間の約束がある。この約束を守らせるかどうかを巡って与野党間で激しいつばぜりあいが続いた後、刑訴法の審議入りは決まったが、四月三日現在、まだ審議入りしていない。

今国会は参院選とのかねあいでも五月いっぱいまで終わる。安易な審議入り、拙速な審議、強引な採決を許さなければ時間切れになる。今国会で成立しなければ廃案になる。

与党が数をたのみに乱暴な委員会運営をするならば、国民の怒りを買って選挙が危ない。そのように与党が判断せざるを得なくなる世論を私たちが運動で作っていくことが決定的に重要である。

■ 法律家団体の共同声明・共同行動

緊迫した情勢の中、法律家五団体(社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会)の共同行動が始まり、力を合わせて全力で運動を進めている。

まず、三月三日付で「盗聴法(通信傍受法)の大幅拡大および刑事訴訟法の改悪に反対し、刑事訴訟法等改正案の廃案を求める法律家団体の共同声明」(青法協弁学ホームページに掲載)を発売して記者会見を行った。

共同声明は、法務大臣、警察庁長官、日弁連会長、参議院法務委員会の全委員、日弁連の新年度全理事に送付した。マスメディアの論説委員や国会議員との懇談も進めている。

この共同声明に対する学者と弁護士の賛同者を募っており、短期間で四〇〇名を超える賛同が寄せられた。みなさんも、ぜひ賛同者としてお名前を連ねていただきたい。

四月一四日には、法律家五団体の共催、「盗聴・密告・冤罪NO! 実行委員会」と「盗聴法廃止

ネットワーク」の賛同で、昼の二時から国会請願デモを行い院内集会を開く。

五団体として日弁連会長への申入れも行う。日弁連が本法案推進の立場を改め、人権擁護の原則に立ち戻って法案に反対の意見を表明するよう、働きかけを強めていく。

布川事件の元被告人桜井昌司さんをはじめとする冤罪被害者たちも本法案の廃案をめざす懸命の活動を続けている。連名の文書を作り、参議院法務委員に提出した。日弁連への申し入れも行う。

■部分可視化法案の危険性を露呈した 今市事件判決

こうした情勢の中、四月八日宇都宮地裁が言い渡した今市の殺人事件の裁判員裁判の判決は、本法案が、「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき」との取調べ可視化の例外規定を設け、「部分可視化」を肯定していることの重大な問題を露呈した。

被告人は警察官・検察官による自白強要を強く訴え、無実を主張していたが、数百時間の取調べのうち約八〇時間が録画されており、そのうち約七時間分が法廷で再生された結果、五通の自白調書は任意性ありとして証拠採用され、判決は自白の信用性を認めて被告人に無期懲役を言渡した。

「殺していないと言ったら平手打ちをされ額を

壁につけてけがをした」「殺してごめんさいと五〇回言わされた」「自白すれば刑が軽くなると言われた」などと被告人が主張する場面は録画されず、屈服して自白調書を作成した時の取調べの録画映像が延々と再生され、これが自白の任意性の証拠となったばかりか、殺人の罪体そのものの実質証拠としても絶大な力を発揮したのである。裁判員らは記者会見で、物証が乏しく、録画がなければ有罪にできなかったと語っている。

今市事件は、改正法案の先取りである。「部分録画」を認める改正法案は、決して「一歩前進」ではなく冤罪を助長するものである。そのことを改めて私たちの共通認識にしたい。

■この闘いの意味

本法案は、明らかに治安立法の性格を持つ。「任期中の改憲」を叫ぶ政権にとって、戦争法廃止や改憲反対の国民運動や野党共闘はさぞかし脅威であろう。盗聴の大幅な拡大をはじめとする捜査権限の拡大強化は、特定秘密保護法や、上程が目論まれている共謀罪とあいまって、平和と人権と民主主義を大切に思う一人一人の国民をターゲットにしていると言わざるを得ない。

このことをしっかり見据え、いまの時代を生きる法律家たちの共同の力で、何としても本法案の廃案を勝ち取りたい。がんばりましょう。

今後の日程

【第47回定時総会】6月25日(土)・26日(日) 横浜

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

5月27日(金)18時～20時 青法協本部

【憲法委員会】

5月13日(金)17時 青法協本部

【修習生委員会】

5月19日(木)10時～12時 青法協本部
(全国スカイプ会議は、11時半～12時)

【広報委員会】

5月30日(月)18時～20時 青法協本部

編集後記

▼五月の連休に屋久島に行くので、トレックキングシューズを買いました。▼靴に慣れるため、休日は、「にわか山ガール」姿で、大阪市内の都会の中を闊歩しています。▼普段から運動不足の上、靴が重たくて、三〇分くらい歩いただけで、へとへとです。▼こんな平和な毎日が続きますように。

(岡 千尋)